

マイナ保険証をお持ちでない方へ



資格確認書をお送りいたします

現在お持ちの健康保険証は令和7年12月2日以降、使用することができなくなります。マイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、**マイナ保険証をお持ちでない加入者が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。**

協会けんぽでは令和7年7月より順次、以下の対象者の資格確認書を**従業員様のご自宅**に送付します。

対象者

現在、健康保険証をお持ちの加入者（令和6年11月29日までに日本年金機構において新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者）であって、令和7年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない方

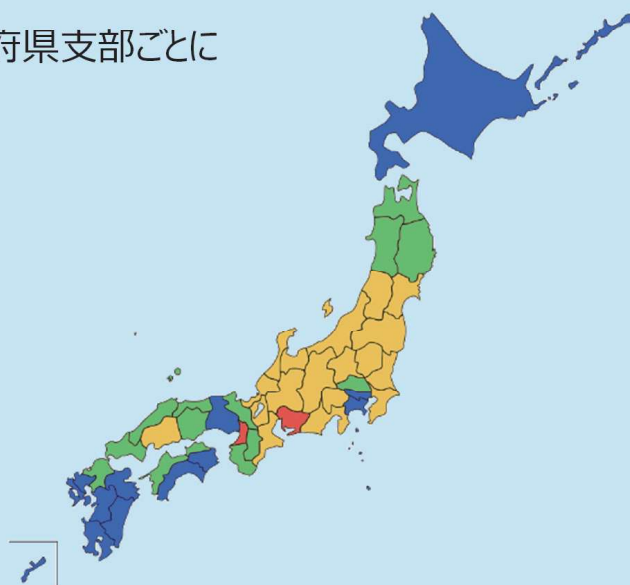
※対象者がいらっしゃる事業所様には「対象者一覧表」を事前に送付いたします。

※資格確認書がお手元に届いた時点で健康保険の資格を喪失されている方については、同封する返信用封筒でご返却いただくこととしています。

送付時期

資格確認書は当協会にご加入の都道府県支部ごとに以下のとおり順次送付します。

- 令和7年7月～
- 令和7年8月～
- 令和7年9月～
- 令和7年10月～



※詳細な送付時期はホームページをご確認ください。

※送付時期を経過しても資格確認書がお手元に届いていない場合は、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

送付先

従業員様のご自宅

※ご家族様の資格確認書についても、従業員様のご自宅へ送付します。

なお、お送りする資格確認書が5枚以上の場合は、複数の封筒でお送りします。

【事業主様へのお願い】

従業員様の住所に送付した資格確認書が、あてどころ不明等により当協会に返送された場合、返送された方の資格確認書を事業所様に送付します。

お手数をおかけしますが、従業員様に配付いただきますようお願いいたします。

資格確認書に関する
お問い合わせ先

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル：0570-015-369（ナビダイヤル）
受付時間：平日8:30から17:15まで ※土日祝日年末年始を除く

医療機関等の受診は マイナ保険証で

※マイナ保険証…マイナンバーカードに保険証利用の登録をしたもの



始まっています！

マイナ 保険証

今から使おう！マイナ保険証 なにが変わったの？

メリット
1

医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます！

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関等でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。（本人が同意した場合のみ）



オンライン資格確認なら



メリット
2

手続きなしで高額な窓口負担が不要に！

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。協会けんぽへの手続きは必要ありません。



オンライン資格確認なら



手続きは簡単！

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするための手続きは？

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。ご利用の予定がなくても、早めに利用登録を行ってください。

保険証利用の登録はここです

スマホで
簡単！



マイナポータル

マイナポータルで「医療費情報」や「わたしの資格情報」が確認できます。確定申告にもご活用いただけます。



受診時に
簡単に
できます！

医療機関窓口のカードリーダー

マイナンバーカードの保険証利用申し込みの詳細は右の二次元バーコードからご確認ください。
厚生労働省作成動画▶【どうやって申し込むの？ 今すぐできる！ 簡単申込み編】



カードを
かざし、4ケタの
暗証番号を
入れるだけ！

セブン銀行ATM

